又は消防設備士免状の交付に関する事務であって第三十一条の三で定めるもの	［略］	［略］
生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	［略］	［略］
四十二　都道府県知事等	［略］	［略］
市町村長	［略］	［略］
出入国在留管理庁長官	［略］	［略］
出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第四十四条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であって第四十四条で定めるもの	［略］

	［同上］	［同上］
生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	［同上］	［同上］
四十二　都道府県知事等	［同上］	［同上］
市町村長	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であって第四十四条で定めるもの	［同上］